

令和6年1月12日  
5川健障福第846号  
市長決裁

(目的)

第1条 本要綱は、原油価格・物価高騰等の影響を受けつつも、介護サービス、障害福祉サービス及び障害児入所・通所支援事業等を継続して提供している事業者に対し、川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金を交付することにより、負担の軽減を図ることで高齢者及び障害児者等の生活の場を維持し、安定的な提供体制を確保することを目的とする。

2 給付金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、次の各号に定める。

(1) 「事業所」とは、別表1に規定するサービスを提供する事業所のことをいう。

(2) 本要綱における用語の定義は、次の法令等及びその関係法令等の例による。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・川崎市障害児者日中一時支援(日中短期入所)事業実施要綱(平成18年9月29日18川健療第503号)
- ・川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱(平成20年3月4日19川健障第1551号)
- ・川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第73号)
- ・川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第72号)
- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ・川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第74号)
- ・補助金規則

(給付金交付対象等)

第3条 給付金の対象となるのは、次の各号に定める事項の全てに該当する事業所を運営する者とする。

(1) 令和5年12月1日時点で本市により別表2の基準条例等に基づく指定等を受けていること。

(2) 原油価格・物価高騰等の影響を受けつつもサービス提供を継続しており、今後においても同様の取り組みを継続する予定であること。

2 給付金の交付を受けた交付対象事業者は、物価高騰を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

3 本事業給付金による支援の対象経費には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

(給付金交付対象外)

第4条 次に掲げる者は、給付金交付対象外とする。

- (1) 第2条第2号に規定する法令及び規則とそれに付随する関係法令、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 申請対象とする事業所が令和5年12月1日時点で事業を運営していない者
- (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）を予定する者
- (4) 申請対象とする事業所が別表2に規定する基準条例等により指定等されていない者。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (6) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がある者
- (7) 国及び地方公共団体が直営管理している又は医療機関が運営する介護・障害福祉サービス事業等を行っている者
- (8) その他市長が適当でないと認める者

(宣誓事項)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関係法令、補助金規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守することについて、第7条第2項に規定する申請書類により宣誓しなければならない。

(給付額の算定)

第6条 給付額は、予算の範囲内において、別表3に定めた基準額とする。

(給付金の交付申請)

第7条 補助金規則第3条第1項の規定により市長が定める給付金交付申請書の提出期限は、市長が定める期日とする。

- 2 補助金規則第3条第1項の規定により給付金の交付を受けようとする者が提出する書類は、令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を用いるものとする。
- 3 補助金規則第3条第3項の規定により市長が申請書への記載を省略できる事項及び添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、及び同条第2項第1号並びに第2号に規定する書類とする。
- 4 申請には令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）のほか、振込先が確認できる書類の写しを添付しなければならない。
- 5 申請は原則として事業所が提供するサービス種類ごとに行うが、別表4に規定するサービス種類を同一事業所において提供している場合は、1件として申請をするものとする。

(給付金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく給付金の交付申請があった場合は、第3条、第4条及び第6条によりその内容を審査し、適当と認める場合は給付金の交付を決定し、令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知する。

- 2 市長は、前項の規定に基づく審査により、給付金を交付することが不適当と認める場合は、令和5

年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者へ通知する。

（交付決定の取消及び給付金の返還）

第9条 市長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消し、返還を請求することができる。

- （1） 補助金規則第14条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。
- （2） 第4条のいずれかに該当することが判明したとき。
- （3） 本要綱の規定に違反したとき。

（申請の取下げの期日）

第10条 補助金規則第7条第1項の規定により市長が定める給付金交付申請の取下げの期日は、市長が定める期日とする。

（実績報告）

第11条 補助金規則第11条に規定する実績報告については、第7条第2項の規定による令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）で兼ねるものとする。

2 交付申請額については、本市に提出された指定申請届出書等により確認を行うものとする。

（給付金の額の確定通知）

第12条 補助金規則第12条に規定する給付金の額の確定の通知は、令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）で兼ねるものとする。

（関係書類の保存期間）

第13条 本要綱に規定する書類の保存期間は、給付金の交付を受けた翌年度から起算して5年間とする。

（委任）

第14条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、令和6年1月12日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 1 号関係)

法名	根拠条文	事業者の種類	サービスの種類
介護保険法※	第 41 条	指定居宅サービス事業者	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
	第 42 条の 2	指定地域密着型サービス事業者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	第 44 条	指定居宅サービス事業者	特定福祉用具販売
	第 46 条	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援
	第 48 条	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
	第 53 条	指定介護予防サービス事業者	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護

	第 54 条の 2	指定地域密着型 介護予防サー ビス事業者	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	第 56 条	指定介護予防サ ービス事業者	特定介護予防福祉用具販売
	第 58 条	指定介護予防支 援	介護予防支援
	第 115 条の 45 の 3 第 1 項	指定事業者	訪問型サービス 通所型サービス（短時間を含む） 介護予防ケアマネジメント
老人福祉法	第 20 条の 4	老人福祉施設	養護老人ホーム
	第 20 条の 6	老人福祉施設	軽費老人ホーム
障害者総合支援 法	第 29 条第 1 項	指定障害福祉サ ービス事業者	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 生活介護 短期入所 共同生活援助 自立生活援助 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援
		指定障害者支援 施設	施設入所支援 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 B 型
	第 51 条の 14 第 1 項	指定一般相談支 援事業者	地域移行支援 地域定着支援
	第 51 条の 17 第 1 項 第 1 号	指定特定相談支 援事業者	計画相談支援
	第 21 条の 5 の 3 第 1 項	指定障害児通所 支援事業者	児童発達支援 医療型児童発達支援

			放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
	第 24 条の 2 第 1 項	指定障害児入所 施設	福祉型障害児入所支援 医療型障害児入所支援
	第 24 条の 26 第 1 項 第 1 号	指定障害児相談 支援事業者	障害児相談支援
川崎市障害児・者 移動支援事業実 施要綱	第 2 条	指定事業者	移動支援（通学・通所支援を含む。）
川崎市障害児者 日中一時支援	第 3 条	事業者	日中短期入所
川崎市日中一時 支援（障害児・者 一時預かり）事業 実施要綱	第 2 条	指定事業者	障害児・者一時預かり
障害者総合支援 法	第 77 条第 9 号	実施主体	地域活動支援センター
障害者総合支援 法	第 77 条第 3 項	知的障害者福祉 ホーム	三田福祉ホーム
生活保護法	第 38 条	保護施設	救護施設

※ 医療機関、歯科医療機関等のみなし指定事業者について

介護保険法第 7 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションに限る）とみなされる保健医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り給付金の対象とする。

- (1) 令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの間における介護報酬受領額が 100 万円を超えるもの
- (2) 令和 5 年 1 月サービス提供分を含む直近 12 か月における介護報酬受領額が 100 万円を超えるもの
- (3) 令和 5 年 12 月 1 日において、開設後の営業月数が 12 か月に満たない保険医療機関にあっては、令和 4 年 1 月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに 12 を乗じて得た額が 100 万円を超えるもの

別表 2 (第 3 条第 1 号関係)

## 指定等の種類

種類	基準条例等
指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 81 号）（基準該当サービスを除く）</li> <li>・川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 82 号）</li> <li>・川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 78 号）</li> <li>・川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 79 号）</li> <li>・川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 80 号）</li> <li>・川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年 3 月 20 日条例第 25 号）</li> <li>・川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 83 号）（基準該当サービスを除く）</li> <li>・川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 84 号）</li> <li>・川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 川健地推第 261 号）</li> <li>・川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 69 号）（基準該当サービスを除く）</li> <li>・川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 71 号）</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）</li> <li>・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 54 号）（基準該当サービスを除く）</li> <li>・川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 55 号）</li> <li>・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）</li> <li>・川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱</li> <li>・川崎市障害児者日中一時支援（日中短期入所）事業実施要綱</li> </ul>

	・川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱
登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 81 号）（基準該当サービスに限る）</li> <li>・川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 83 号）（基準該当サービスに限る）</li> <li>・川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 69 号）（基準該当サービスに限る）</li> <li>・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 54 号）（基準該当サービスに限る）</li> </ul>
決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市地域活動支援センター A 型運営事業実施要綱</li> <li>・川崎市地域活動支援センター（B・C・D 型）運営事業実施要綱</li> </ul>
認可	・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム恵楽園</li> <li>・軽費老人ホームすえなが</li> <li>・三田福祉ホーム</li> </ul>

別表 3（第 6 条関係）

1 入所系サービスの算定の考え方

令和 5 年 12 月 1 日時点における「施設（事業所）ごとの利用定員」に「定員 1 人あたり 28,000 円」を乗じて算定した額を基準額とする。

(1) 算定対象のサービス種別

ア 高齢者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
入所	短期入所生活介護	定員 1 人あたり 28,000 円
	短期入所療養介護	
	特定施設入居者生活介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
	介護医療院	
	介護予防短期入所生活介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護予防特定施設入居者生活介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
	養護老人ホーム	
軽費老人ホーム		



イ 障害児者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
入所	障害者支援施設 医療型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設 共同生活援助 短期入所 宿泊型自立訓練 三田福祉ホーム	定員1人あたり 28,000円

ウ 保護施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
入所	救護施設	定員1人あたり 28,000円

(2) 利用定員について

ア 障害福祉サービスの事業所について

障害者支援施設については、多機能型事業所として実施する複数の障害福祉サービス又は日中活動サービスと一体的に行っているため、日中活動サービスの利用定員は含まないものとする。

2 通所系サービスの算定の考え方

施設（事業所）のサービス種別ごとに基準額を定める。

(1) 算定対象のサービス種別

ア 高齢者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
通所 (大規模)	通所介護 通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防小規模多機能型居宅介護 通所型サービス（短時間を含む）（定員19人以上）	287,000円／事業所

区分	サービス種別	給付金の基準額
通所 (小規模)	訪問入浴介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防訪問入浴介護	143,000円／事業所

	介護予防認知症対応型通所介護 通所型サービス（短時間を含む）（定員 18 人以下）	
--	--	--

イ 障害児者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
通所	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援 地域活動支援センター	143,000 円／事業所

(2) 算定となる事業所について

ア 障害福祉サービスの事業所について

- (ア) 同一事業所として一体的に提供しているサービスについては、事業所単位ごとに算定します。
- (イ) 日中活動サービス事業所が「従たる事業所」を設置している場合、「主たる事業所」を一の事業所とする。
- (ウ) 同一法人による同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、多機能型事業所として取扱い、一の事業所とする。
- また、複数の指定通所支援又は指定障害福祉サービスを実施する場合においても、多機能型事業所として扱い、一の事業所とする。

イ 障害児通所支援等について

- (ア) 多機能型（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業を一体的に行う）事業所においては、同一法人が同一施設（事業所）内でサービスを提供しているため、一の事業所とする。
- (イ) 同一事業所で複数の通所支援の単位を設置している場合は、一の事業所とする。

### 3 訪問系サービスの算定の考え方

事業所あたり 48,000 円を基準額とする。

#### (1) 算定対象のサービス種別

##### ア 高齢者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
訪問	訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 特定福祉用具販売 居宅介護支援 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防支援 訪問型サービス 介護予防ケアマネジメント	48,000 円／事業所

##### イ 障害児者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
訪問 (※)	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援 移動支援 (通学・通所支援を含む。)	48,000 円／事業所

※ 同一事業所として一体的に提供しているサービスについては、事業所単位ごとに算定します。

### 4 共生型サービスについて

共生型サービスとして指定を受けているサービスと当該指定の根拠となるサービスについては、同一法人が同一施設 (事業所) 内でサービスを提供しているため、根拠となるサービス種別の「施設 (事業所)」に応じた基準額を給付額とし、共生型サービスは対象としない。

別表4（第7条第5項関係）

同一事業所として一体的に提供するサービス種類の組み合わせ

凡例：介護保険法→㊦介護 介護予防・日常生活支援総合事業→㊧

○介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業

利用定員で算定するサービス種類については、下線があるサービス種類の利用定員で算定する。

1	㊦通所介護、㊧通所型サービス
2	㊦通所リハビリテーション、㊦介護予防通所リハビリテーション
3	<u>㊦短期入所生活介護</u> 、㊦介護予防短期入所生活介護
4	<u>㊦介護老人福祉施設</u> 、㊦短期入所生活介護（空床型に限る）、㊦介護予防短期入所生活介護（空床型に限る）
5	<u>㊦介護老人保健施設</u> 、㊦短期入所療養介護、㊦介護予防短期入所療養介護
6	<u>㊦介護療養型医療施設</u> 、㊦短期入所療養介護、㊦介護予防短期入所療養介護
7	<u>㊦介護医療院</u> 、㊦短期入所療養介護、㊦介護予防短期入所療養介護
8	<u>㊦特定施設入居者生活介護</u> 、㊦介護予防特定施設入居者生活介護
9	㊦地域密着型通所介護、㊧介護予防通所サービス
10	㊦認知症対応型通所介護、㊦介護予防認知症対応型通所介護
11	㊦小規模多機能型居宅介護、㊦介護予防小規模多機能型居宅介護
12	<u>㊦認知症対応型共同生活介護</u> 、㊦介護予防認知症対応型共同生活介護
13	<u>㊦地域密着型特定施設入居者生活介護</u> 、㊦介護予防特定施設入居者生活介護
14	<u>㊦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</u> 、㊦短期入所生活介護（空床型に限る）、㊦介護予防短期入所生活介護（空床型に限る）
15	㊦訪問介護、㊧訪問型サービス
16	㊦訪問入浴介護、㊦介護予防訪問入浴介護
17	㊦訪問看護、㊦介護予防訪問看護
18	㊦訪問リハビリテーション、㊦介護予防訪問リハビリテーション
19	㊦福祉用具貸与、㊦特定福祉用具販売、㊦介護予防福祉用具貸与、㊦特定介護予防福祉用具販売
20	㊦介護予防支援、㊧介護予防ケアマネジメント

※ 各サービスにおける短期利用型及び短時間サービスを含む。

(宛先) 川崎市長

(申請者)

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼実績報告書

令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱に基づき、次の通り川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金の交付申請及び実績報告をいたします。また、次の事項を誓約します。

- ・交付要綱第3条に規定する交付対象要件に該当すること。
- ・交付要綱第4条に規定する交付対象外要件に該当しないこと。
- ・交付要綱第5条に規定する、関係法令等を遵守していること。

事業所名			事業所番号		
主たる事業所の所在地					
提供サービス					
交付申請額	円				
振込希望金融機関名	金融機関コード(4桁)	┆	┆	支店名	支店コード(3桁)
	銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店
口座種別	1 普通 ・ 2 当座	口座番号	┆	┆	┆
フリガナ					
口座名義人					
定員数 (入所のみ)	名				
本申請の担当者名			電話番号		
メールアドレス					

- ※振込先口座は申請者名義である必要があります。また、普通・当座以外の口座には振り込めませんので御注意ください。
- ※振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認出来るものの写しを添付してください。通帳の場合は、表紙と1・2ページ（フリガナや支店名が記載してあるページ）の写しを提出してください。
- ※ゆうちょ銀行を選択する場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」を記載してください。

(事業者名)

様

川崎市長 福田 紀彦 印

## 令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付決定通知書兼額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金につきましては、令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱第8条第1項及び第12条により、審査の結果、当該給付金の交付を決定し、その額を確定しましたので、以下のとおり通知します。

事業所名		事業所番号	
主たる事業所の所在地			
提供サービス			
交付決定額	円		

※ 次の事項が生じたときは、給付金の交付決定の全部を取り消す場合があります。

- (1) 第3条の各号の要件に該当しないとき。
- (2) 第4条の交付対象外の要件に該当するとき。
- (3) 虚偽の申請又は不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (4) 法令、要綱、補助金規則、又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) その他給付金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

第3号様式

第 号  
令和 年 月 日

(事業者名)

様

川崎市長 福田 紀彦 印

令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金につきましては、令和5年度下半期川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱第8条第2項により、審査の結果、不交付と決定したので通知します。

事業所名	事業所番号	
主たる事業所の所在地		
提供サービス		
不交付決定理由		